

分子量700の“境界”をめぐる解釈と均等論： 原審(大阪地裁)×控訴審(知財高裁)と『公示機能』の射程

原審：大阪地判令和6年2月26日・令和4年(ワ)第9521号

控訴審：知財高判令和7年3月4日・令和6年(ネ)第10026号

知的財産権法研究会
弁護士・弁理士 早川 尚志

1 事案の概要

耐熱性透明材料として好適な熱可塑性樹脂組成物と、当該組成物からなる樹脂成形品ならびに樹脂成形品の具体的な一例である偏光子保護フィルムとに関する発明である、特許第4974971号の特許権を有する原告が、被告製品の製造販売等及び被告製品の製造方法の使用が本件特許権(請求項1及び同6。以下「本件発明」という。)の侵害であるとして、被告製品の製造販売等の差止請求と損害賠償を請求した事案である。

2 本件発明の内容及び本件訴訟の争点

2.1 本件発明の内容(下線部は筆者による)

本件発明1は物(熱可塑性樹脂組成物)に関する発明であり、本件発明6は、当該物の製造方法に関する発明である(下線部筆者)。

【請求項1】(本件発明1)

- 1 A ラクトン環構造、無水グルタル酸構造、グルタルイミド構造、N-置換マレイイミド構造および無水マレイン酸構造から選ばれる少なくとも1種の環構造を主鎖に有する熱可塑性アクリル樹脂と、
- 1 B ヒドロキシフェニルトリアジン骨格を有する、分子量が700以上の紫外線吸収剤と、
- 1 C を含み、
- 1 D 110°C以上のガラス転移温度を有する
- 1 E 热可塑性樹脂組成物。
- 1 F ここで、前記ヒドロキシフェニルトリアジン骨格は、トリアジンと、トリアジンに結合し

た3つのヒドロキシフェニル基とからなる骨格 ((2-ヒドロキシフェニル)-1、3、5-トリアジン骨格) である。

【請求項6】(本件発明6)

6 A ラクトン環構造、無水グルタル酸構造、グルタルイミド構造、N-置換マレイイミド構造および無水マレイン酸構造から選ばれる少なくとも1種の環構造を主鎖に有する熱可塑性アクリル樹脂と、
 6 B ヒドロキシフェニルトリアジン骨格を有する、分子量が700以上の紫外線吸収剤と、
 6 C を溶融混合して、
 6 D 110°C 以上のガラス転移温度を有する熱可塑性樹脂組成物を得る、
 6 E 热可塑性樹脂組成物の製造方法。
 6 F ここで、前記ヒドロキシフェニルトリアジン骨格は、トリアジンと、トリアジンに結合した3つのヒドロキシフェニル基とからなる骨格 ((2-ヒドロキシフェニル)-1、3、5-トリアジン骨格) である。

2.2 争点（侵害論に限定して）

本件において、被告製品及びその製造方法が構成要件1 B、6 B以外のいずれも充足しており、本件原審、本件控訴審のいずれにおいても、争点は、「分子量が700以上の紫外線吸収剤」の意義、解釈をめぐるものとなっている。

争点1：被告製品・方法が、「分子量が700以上の紫外線吸収剤」を使用したものとして構成要件1 B、6 Bを充足するか（文言侵害）

原告（控訴人）は、被告製品の紫外線吸収剤 ($C_{42}H_{57}N_3O_6$ 以下「被告UVA」という。) の分子量をJISハンドブック又は理化学辞典記載の原子量（前者は小数点2桁まで、後者は小数点4桁まで記載されている。）に被告UVAの各元素数の原子数を乗じて足し合わせ、その分子量を算出すると700.02又は699.9186と算出され、これを四捨五入すると700になると主張した。

これに対し、被告（被控訴人）は、「分子量が700以上」とは原子量の整数の概数値を用いて計算したときに分子量が700以上になることを指すものであり、被告UVAの原子量の整数の概数値を足すと699となると主張した。

争点2：被告製品・方法が本件各発明と均等なものとして侵害となるか（均等侵害）

本件原審では、均等の第1要件の有無が争点となり、本件控訴審においては、第5要件が争点として追加された。

争点3 本件各発明に無効原因があるか（特許法104条の3第1項の抗弁）

争点2までで、非侵害との結論に至ったため、本件原審・本件控訴審のいずれもこの争点の判断には至らなかったが、乙1発明（国際公開番号WO2006/112223）を主引例とする進歩性欠如¹の無効原因が被告（被控訴人）から主張され、また、本件控訴審では、「分子量が700以上」の記

1 なお、当該発明を主引例とする被告を請求人とする無効審判請求（無効2023-800048）につき、「本件審判の請求は成り立たない」との審決が出されている。